

**EU・カナダ包括的貿易投資協定（CETA）における  
投資家対国家の紛争解決手続きの概要**

2017年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシアCIS課

2017年9月21日に暫定適用が開始されたEU・カナダ包括的経済貿易協定（CETA）は、EUがG7参加国と締結した、最初の自由貿易協定（FTA）となる。本レポートでは、投資家対国家の紛争解決に関して、従来のISDSに代わる枠組みとしてEUが最近のFTAで提唱する常設の投資裁判所制度について、CETAにおける合意内容のポイントを概説した。

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

投資家対国家の紛争解決手続きは、CETAの「第8章 投資」、「F節 投資家対国家の紛争解決」に盛り込まれている。CETAにおける投資家対国家の紛争解決手続きの特徴は、EUが提唱した常設の独立した、控訴審への上訴が可能な「投資裁判所（Investment Tribunal）」を設ける投資裁判所制度（ICS）が盛り込まれた点だ。同様の制度は、EUとベトナムとのFTAにも盛り込まれていた。また、CETA第8.29条には、EUとカナダは共にその他の貿易相手とともに、多国間の投資裁判所と控訴制度の確立に努めることも盛り込まれた。

## (1) 裁判所の構成<sup>1</sup>

- ・ CETA共同委員会は、協定発効と同時に、EU加盟国国籍者とカナダ国籍者、それ以外の第三国の国籍者それぞれ5名ずつ、合計15名の裁判所メンバーを任命する。CETA共同委員会は、このメンバーの数を3の倍数で増減員することができる。
- ・ メンバーはそれぞれの出身地において司法資格を有する者、あるいは法学者でなければならず、国際法の専門知識を有し、国際投資法や国際貿易法、国際投資・国際貿易で生じる紛争解決の知見を有していることが望ましい。
- ・ メンバーの任期は5年で、一度だけ更新が可能。ただしCETA発効直後に選ばれた15名の中から抽選により選出される7名に関しては任期が6年となる。空席が出た場合には補充が行われるが、補充メンバーの任期は前任者の任期の残りの期間となる。
- ・ 裁判長と副裁判長は、2年を任期として、CETA共同委員会が実施する抽選により第三国の国籍者のメンバーの中から選出される。副裁判長は、裁判長不在の際の代理を務める。
- ・ 提訴された案件は、EU加盟国国籍者、カナダ国籍者、第三国の国籍者それぞれ1名ずつの3名のメンバーで審理に当たり、第三国出身者が裁判長を務める。
- ・ 裁判所長は提訴から90日以内に、裁判所の全メンバーが公平に案件を担当しつつも、規則性がなく予測不可能な構成となるように、係争案件の審議を担当するメンバーを指名する。裁判所は訴訟の提起から原則として24カ月以内に判決を下す。判決までにさらなる時間が必要となる場合、原告側及び被告側にその理由を示さなければならない<sup>2</sup>。
- ・ 当事者（原告側の投資家と被告側の国・地域）の合意のもと、第3国の国籍者であるメンバーから無作為に選出される1名を案件の担当者とすることもできる。被告側は、原告が中小企業である場合や、補償額が比較的低額である場合、特にこうした要望を配慮すべきと規定されている。なお、この形式による裁判は、小法廷の設立前（提訴時）に申請されねばならない。
- ・ ICSのメンバーには、毎月、CETA共同委員会が決定する依頼料が支払われる。加えて、係争案件の審議に参加するメンバーには報酬と経費が支払われる。この金額はCETA共同委員会が決定しない限り、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する

<sup>1</sup> この項は特に明記しない限り、CETA第8.27条を出所とする。

<sup>2</sup> CETA第8.39条7項

条約（ICSID 条約）」の管理・財政規則（Administrative and Financial Regulations）の第 14 条（1）に準じて決定される。

## （2）控訴裁判所<sup>3</sup>

- ・ 第一審の判決に不服な場合には、控訴裁判所への上訴が可能となる。第一審への提訴は、投資家側にしかできないが、控訴裁判所への上訴は被告側である国・地域もできる。控訴は第一審判決から 90 日以内に提起する必要がある。
- ・ 控訴審では、法の適用や解釈における誤り、関連する国内法や事実の評価の明らかな誤りなどについて、第 1 審判決の支持、修正、破棄を判断する。
- ・ 控訴裁判所のメンバーは、CETA 共同委員会が決定する。控訴裁判所のメンバーには第一審のメンバーと同様の資格や知識が求められる。控訴裁判所の審議は、無作為に選出された 3 名のメンバーが担当する。

## （3）独立性と透明性の確保及び裁判所の権限

- ・ CETA 第 8.30 条は、投資裁判所の倫理規定を定めており、裁判所メンバーの独立性（いかなる政府・公的機関にも属さず、直接・間接的に利益相反を引き起こしうる案件を担当しない）が定められている。原告または被告側が、担当の裁判所メンバーが訴訟案件について利益相反を引き起こしていると判断した場合、国際司法裁判所の裁判長に、メンバーの選出に関する異議申し立てについて、判断を求めることができる。また、同第 8.36 条は手続きの透明性について、審理の一般公開や、公開すべき関連文書を規定している。
- ・ 投資裁判所は、投資家が CETA への違反を申し立てた EU またはその加盟国、カナダの措置に関して、それぞれの国内法における合法性を判断する権限はない<sup>4</sup>。
- ・ 被告側となる国・地域に非があると投資裁判所が判断した場合、裁判所は、損害賠償金の支払いや財の返還を命令することができるが、懲罰的損害賠償金を科すことはできない<sup>5</sup>。
- ・ 裁判費用は基本的に敗訴側が負担するが、裁判所が状況に応じて原告・被告側に負担を配分することもある<sup>6</sup>。

---

<sup>3</sup> CETA 第 8.28 条

<sup>4</sup> CETA 第 8.31 第 2 項

<sup>5</sup> CETA 第 8.39 条 1 及び 4 項

<sup>6</sup> CETA 第 8.39 条 5 項

## (4) 投資家対国家の紛争解決に対する懸念への対応

自由貿易協定における投資家対国家の紛争解決については、市民社会の一部から「制度乱用によって、国家の規制権限が侵害される」など、懸念する声もある。欧州委員会は 2016 年 2 月に公表した CETA の投資関連条項の解説文書<sup>7</sup>において、CETA 第 8.9 条に双方の規制権限が明記され、同第 8.10 条に制度の乱用を防ぐための投資保護の基準を明確化した点に言及、加えて、ICS により、透明かつ公平な紛争解決手続きが行われると強調した。この他、欧州委が言及した主なポイントは次の通り。

- EU が合意した協定において初めて「間接収用」（規制や立法措置などを通じて、投資財産を経済的に無価値にしてしまう行為）に該当する行為を明確化した（CETA 第 8.12 条、付属書 8-A）。
- CETA における投資に関する紛争解決の規定は、無差別待遇や公共目的かつ適切な補償を伴う収用への限定などの基本原則を定めた一部の投資保護条項に対する違反のみに適用され、投資家の利益に影響があるという理由のみで利用することはできない（第 8.18 条）。
- 従来 of 投資家対国家の紛争解決（ISDS）制度では、原告側の投資家と被告側の国・地域がそれぞれ仲裁人を選任するが、CETA の ICS では EU とカナダが任命するメンバーが審理を担当する。さらに、CETA では、控訴裁判所において第一審の判断を再検討するに当たって、満たすべき条件が明確に定められている（第 8.27 条、及び第 8.29 条）。
- CETA は、投資裁判所のメンバーに対して厳格な行動規範を規定しており、メンバーが行動規範を順守していない場合は、中立な第三者である国際司法裁判所の裁判長が交替を決定する（第 8.30 条）。
- 裁判関連文書は企業秘密・国家秘密を除き、原則的に EU が資金提供する国際連合のウェブサイト一般公開し、審理も一般に公開する（第 8.36 条）。
- 二重補償や判決の相違を避けるため、CETA が定める投資裁判所に提訴した場合、他の国の裁判所や国際司法機関への並行的な提訴は禁止される（CETA 第 8.22 条）。
- 投資裁判所による判決は、EU やその加盟国、カナダにおける措置の廃止を命じることはできない。また、国家に懲罰的賠償金を科すことはできない（第 8.39 条 1、3、4 項）。

---

<sup>7</sup> “Investment provisions in the EU-Canada free trade agreement (CETA)” DG Trade, 1<sup>st</sup> February 2016  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/november/tradoc\\_151918.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/november/tradoc_151918.pdf)

- 投資裁判所への提訴の法定期限が導入された。投資家が提訴できるのは、問題となる政府の措置を認知してから、あるいは、この措置により損害・損失が発生してから 3 年間となる。(第 8.19 条 6 項)。
- 投資裁判所は、事実関係を把握する上でそれぞれの国内法を検討するが、国内法と照らしたある措置の合法性を判断する権限は、EU またはその加盟国、カナダの担当機関にある (第 8.31 条 1 項)。
- 根拠のない訴訟、あるいは法的な意味のない訴訟を迅速に数週間で却下できる (第 8.32 条)。
- CETA には和解のための調停に関する条項が盛り込まれた。また、テレビ会議での協議や、双方の合意に基づく裁判所メンバー 1 名による審理など、中小企業などに配慮した規定も盛り込まれた (第 8.20 条、第 8.19 条 3 項、第 8.23 条 5 項、第 8.39 条 6 項)。
- 協定の解釈を監督し、影響力を行使するため、EU とカナダは、投資に関する係争案件の当事者でない場合にも、CETA 共同委員会において協定の「拘束力のある解釈 (binding interpretations)」を採択することができる (CETA 第 8.31 条 3 項、8.38 条)。

加えて、欧州委のマームストロム委員 (通商担当) は、CETA に関する欧州議会からの、裁判所メンバーの中立性と独立性を懸念する質問に対して、メンバーは加盟国が候補を指名、審査し、閣僚理事会の決定により任命されると指摘。選定プロセスにおいて、EU 域内における地理的なバランスや、加盟各国の法制度の違いが考慮されると回答した<sup>8</sup>。

なお、CETA は 2017 年 9 月 21 日から暫定適用が開始された。しかし、投資家対国家の紛争解決については、EU 司法裁判所が同年 5 月 16 日に、EU と加盟国が権限を共有しているとの見解<sup>9</sup>を示していたため、CETA の投資家対国家の紛争解決に関連する条項の発効には、EU の全加盟国の批准の終了が必要となり、それまでは ICS 制度も実施されない。

---

<sup>8</sup> 欧州委マームストロム委員の 2017 年 2 月 10 日付書簡。

[http://ec.europa.eu/carol/?fuseaction=download&documentId=090166e5b027d9de&title=Signed\\_reply.pdf](http://ec.europa.eu/carol/?fuseaction=download&documentId=090166e5b027d9de&title=Signed_reply.pdf)

<sup>9</sup> "The free trade agreement with Singapore cannot, in its current form, be concluded by the EU alone" Court of Justice of the European Union, 16 May 2017

<https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2017-05/cp170052en.pdf>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170076>

「EU・カナダ包括的貿易投資協定(CETA)における  
投資家対国家の紛争解決手続きの概要」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel.03-3582-5569